

御所市 高齢者保健福祉計画及び 第8期介護保険事業計画

概要版



令和3年(2021年)3月

御 所 市

1 計画の策定にあたって

計画策定の背景と趣旨

〔1〕策定の背景

わが国の高齢者人口（65歳以上）は令和2年(2020年)12月時点の概算人口で3,622万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は28.8%となっています。今後も高齢者人口は増え続け、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)には、高齢者人口がピークを迎え、介護ニーズの高い85歳以上人口の急速な増加とともに、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど介護サービス需要は一層増し多様化していくことが予測されています。

また、令和7年(2025年)以降、担い手である生産年齢人口の減少が顕著となり、介護を支える人材も不足することが見込まれており、令和22年(2040年)に向けて、福祉・介護人材の確保が大きな課題となっています。これまでのようなサービスの提供体制を維持していくことが難しくなっていくことから、国では地域共生社会の実現に向けて、地域住民どうしの互助による支えあい・助けあいによる支援体制づくりを求めています。

一方、本市の人口は、令和3年(2021年)2月末日現在24,999人で、そのうち65歳以上の高齢者は10,158人、総人口に占める高齢者の割合を示す高齢化率は40.6%と4割を超えました。今後は、認知症高齢者など介護が必要な高齢者のさらなる増加が見込まれ、令和7年(2025年)を見据えた地域包括ケアシステムを一層推進し、その先の令和22年(2040年)を見越して、地域包括ケアシステムをさらに発展させた地域共生社会の実現に向けた取組を推進していくことが必要となっています。

〔2〕計画の趣旨

本市では、平成30年(2018年)3月に「御所市高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画」を策定し、高齢者を取り巻くさまざまな課題に的確に対応するため、多様な施策を展開してきました。

令和7年(2025年)、さらには令和22年(2040年)を見据え、高齢者の自立支援と重度化予防をはじめ、介護保険制度の持続可能性の確保及び地域共生社会の実現に向け取り組むため、中長期的な視点に立った目標と具体的な施策を明らかにした「御所市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」（以下「本計画」または「第8期計画」という。）を策定するものです。

第8期計画の基本理念と本市がめざすまちの姿

【基本理念】

健康寿命の延伸と
自立生活への支援

地域共生社会の
実現

切れ目のない
福祉・介護・医療
サービスの提供



【本市がめざすまちの姿】

- ① 人生100年時代を自分らしくいきいきと暮らす
～ 健康寿命の延伸と自立生活への支援 ～
- ② 共生する地域の中で尊厳が保たれながら暮らす ～ 地域共生社会の実現 ～
- ③ 住み慣れた地域で人生の最期まで安心して暮らす
～ 切れ目のない福祉・介護・医療サービスの提供 ～

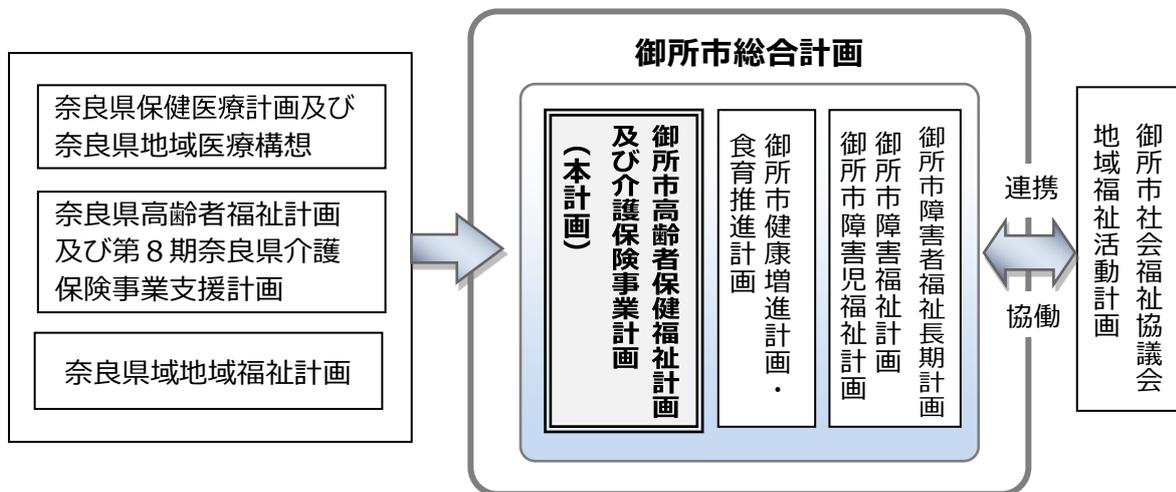
計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく市町村高齢者福祉計画と介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画とを一体的に策定するものです。

また、本計画は本市のまちづくり全体の方向性を示した「御所市第6次総合計画」を上位計画として、「御所市障害者福祉長期計画」、「御所市障害福祉計画」などとの連携を図ります。

さらに、本市は、県下の3保健福祉圏の東和・中和老人保健福祉圏に属しており、社会資源の状況や地域の実情などにより、サービス確保が困難な場合には広域的な対応も必要なことから、奈良県高齢者福祉計画及び第8期奈良県介護保険事業支援計画との整合性にも配慮します。

【関連計画との関係】



計画の期間

平成27～29年 (2015～2017年)	平成30～令和2年 (2018～2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6～8年 (2024～2026年)	令和22年 (2040年)
第6期	第7期	第8期計画 (本計画)			第9期	▲ 団塊ジュニア 世代が65歳に
					▲ 団塊の世代が75歳に	



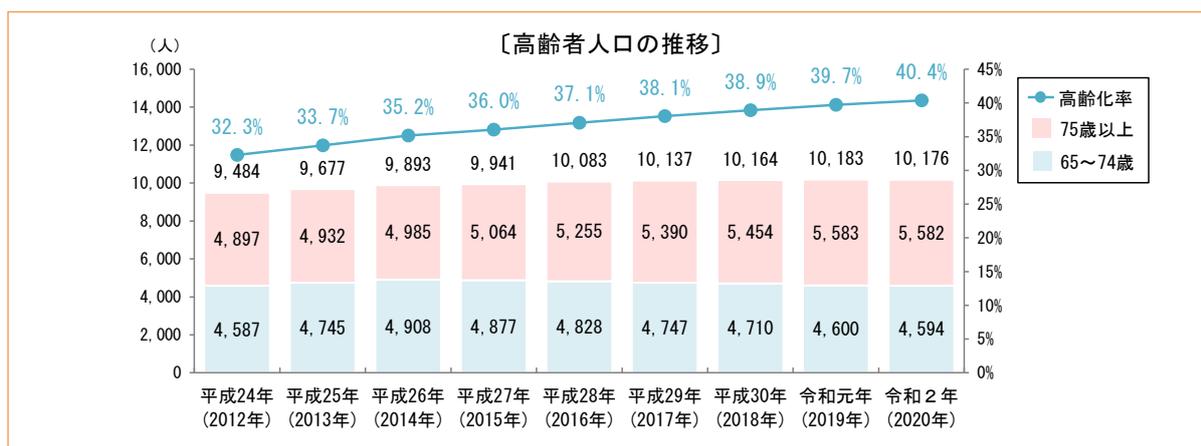
計画の策定体制

- ◆ 第7期計画での高齢者福祉施策及び介護保険事業の取り組み状況についての評価の実施
- ◆ 65歳以上の要介護・要支援認定を受けていない高齢者と要支援認定を受けている高齢者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の実施
- ◆ 要介護認定者とその介護者を対象とした「在宅介護実態調査」の実施
- ◆ 本市で高齢者支援に関わる関係団体を対象としたヒアリングの実施
- ◆ 「御所市介護保険事業計画等策定審議会」における計画の審議

2 本市の高齢者を取り巻く現状

高齢者人口の推移

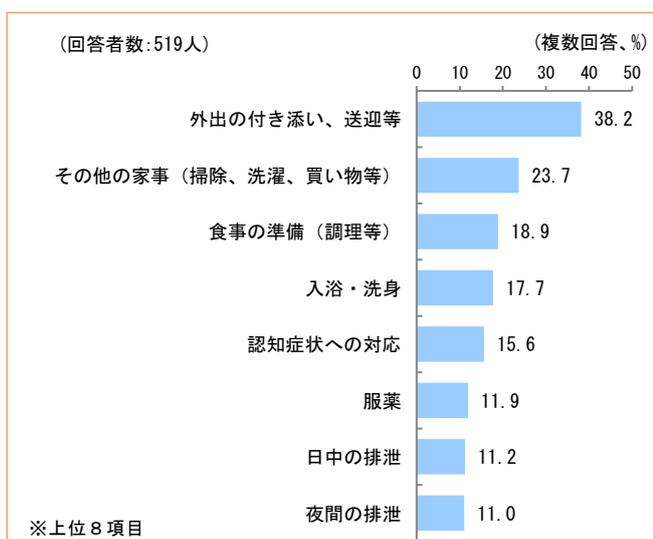
本市の高齢者人口は、近年はほぼ横ばいに変ってきており、令和2年(2020年)9月末日現在10,176人となっています。高齢化率(65歳以上人口の割合)は40.4%であり、人口の約4割が高齢者となっています。年齢別で見ると、75歳以上人口は増加傾向にあります。



資料：住民基本台帳人口（各年9月末日）

介護者が不安に感じる介護

現在の生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護は「外出の付き添い、送迎等」が38.2%で最も多く、次いで「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が23.7%、「食事の準備（調理等）」が18.9%となっています。



資料：在宅介護実態調査（令和2年度）



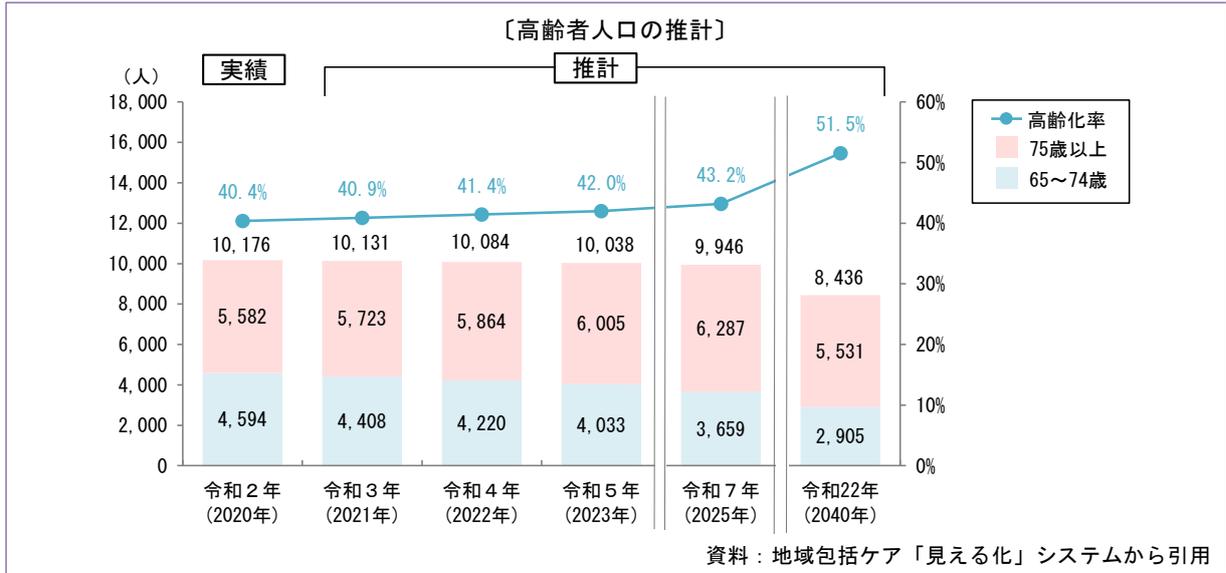
3

本市の将来展望と計画の取組課題

人口の将来推計

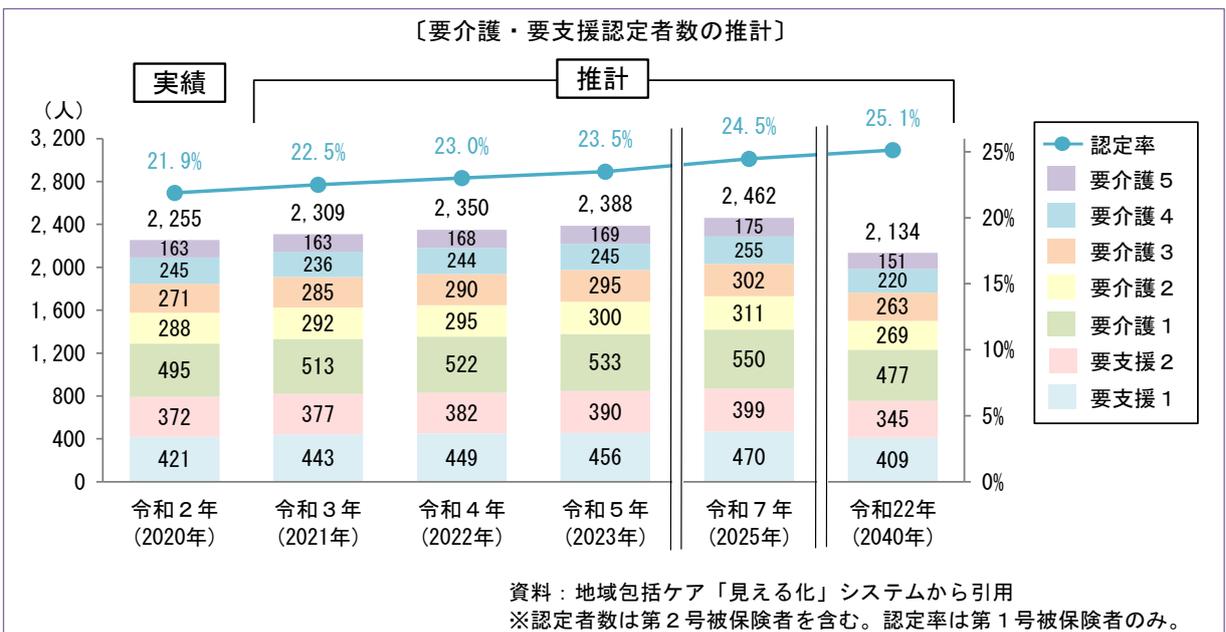
本市の人口は、年々減少し、令和5年(2023年)には23,906人、令和7年(2025年)には23,033人、そして令和22年(2040年)には16,365人まで減少すると見込まれます。

しかし、高齢化率は、令和5年(2023年)には42.0%、令和7年(2025年)には43.2%、そして令和22年(2040年)には51.5%と上昇の一途をたどるものと予想されます。



要介護・要支援認定者の将来推計

要介護・要支援認定者及び認定率は、令和3年(2021年)以降も微増傾向にあり、令和2年(2020年)は2,255人、認定率21.9%、その5年後の令和7年(2025年)は2,462人、認定率24.5%と増加する見込みです。



4

地域包括ケアシステム実現に向けた施策展開の方向性

施策体系

推進施策	施策の方向	具体的な取組
1 健康づくり・社会参加を通じた介護予防の推進	〔1〕健康増進・生活習慣病予防の推進	①健康増進のための健康教育、健康相談の実施と推進 ②生活習慣病予防、介護予防のための健(検)診等の実施と推進 ③感染症による疾病の予防 ④地区組織活動及び自主グループの育成・支援
	〔2〕介護予防・日常生活支援総合事業の推進	①一般介護予防事業の充実 ②介護予防・生活支援サービス事業の充実 ③リハビリテーションサービス提供体制の分析と取組【新規】
	〔3〕保健事業と一体的に実施する介護予防事業の推進★	①地域の健康課題や対象者の把握【新規】 ②対象者に対するハイリスクアプローチの実施【新規】 ③対象者に対するポピュレーションアプローチの実施【新規】
	〔4〕高齢者の生きがいづくりと社会参加への支援	①生きがいづくり支援事業の推進 ②生きがいづくりを支援する施設の充実 ③社会参加の支援 ④敬老事業
2 地域における包括的な支援体制づくり	〔1〕在宅生活を支援するサービスの充実	①生活支援体制整備の推進 ②在宅生活を支えるサービスの充実 ③家族介護者への支援 ④包括的な相談・見守り体制の充実
	〔2〕地域包括支援センターの機能の充実	①総合相談支援事業の充実 ②相談支援の資質向上 ③地域包括ケアシステムにかかる関係機関等との連携強化
	〔3〕在宅医療・介護連携の推進	①在宅医療・介護の支援体制の整備・推進 ②ACP（人生会議）の普及啓発【新規】 ③認知症施策との連携強化【新規】
	〔4〕防災・感染症対策★	①避難行動要支援者対策の推進【新規】 ②災害時に備えた対策の推進【新規】 ③国・奈良県と連携した感染症対策の実施【新規】

★印：国の指針を踏まえた第8期からの新規または見直し施策



推進施策	施策の方向	具体的な取組
3 認知症の人への対応と家族・介護者への支援	〔1〕 認知症バリアフリーの推進	①認知症に関する理解の促進及び本人発信支援 ②家族・介護者に対する支援
	〔2〕 認知症の予防、早期発見・早期対応に向けた取組の推進	①認知症予防活動の推進 ②認知症の早期診断・早期支援体制の充実
4 高齢者の尊厳への配慮と権利擁護の推進	〔1〕 高齢者虐待の防止及び早期発見	①高齢者虐待防止に関する普及啓発と虐待防止のためのネットワークの推進 ②高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律に基づく対応
	〔2〕 高齢者の権利擁護の推進	①権利擁護事業の取組 ②消費者被害防止の推進 ③老人福祉法第11条に基づく老人保護措置
5 高齢者の住まいと介護サービス基盤の充実	〔1〕 高齢者の安心な住まいの確保	①住まいの環境整備支援 ②住まいの確保支援 ③多様な住まいの確保
	〔2〕 介護サービスの提供体制の充実	①居宅サービス、地域密着型サービスの充実 ②施設サービスの提供体制の確保
6 介護保険制度の円滑な運営	〔1〕 介護保険制度に関する情報提供の充実	①介護保険制度の周知 ②情報提供システムの活用
	〔2〕 介護サービスの質の向上	①介護支援専門員への支援 ②介護サービス事業者等への支援と指導 ③苦情処理体制整備 ④介護人材の確保・育成に向けた支援【新規】 ⑤業務効率化の推進【新規】
	〔3〕 介護給付適正化に向けた取組 「第5期介護給付適正化計画」	①要介護認定の適正化 ②ケアプランの点検 ③住宅改修等の点検 ④福祉用具購入・貸与調査 ⑤縦覧点検 ⑥医療情報との突合 ⑦介護給付費通知



推進施策 1 健康づくり・社会参加を通じた介護予防の推進

- ◇高齢者の要介護状態の発症予防に向けて、生活習慣病の重症化を含めた予防の取組と通いの場等、介護予防の取組について連携を進めるため、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。
- ◇機能回復訓練など的高齢者本人へのアプローチはもとより、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを行い、多様な社会参加や介護予防ができるバランスの取れた取組を推進します。
- ◇元気なときから切れ目なく、住民が主体的に参加できる介護予防の環境づくりに努めます。

【施策の方向と具体的取り組み】

〔1〕健康増進・生活習慣病予防の推進

①健康増進のための健康教育、健康相談の実施と推進

- ア) 健康教育
- イ) 健康相談
- ウ) 訪問指導事業

②生活習慣病予防、介護予防のための健(検)診等の実施と推進

- ア) 特定健康診査
- イ) 特定保健指導
- ウ) 後期高齢者健康診査
- エ) 各種がん検診
- オ) 骨粗しょう症検診・歯周疾患予防事業

③感染症による疾病の予防

- ア) 高齢者インフルエンザ予防接種
- イ) 高齢者の肺炎球菌予防接種

④地区組織活動及び自主グループの育成・支援

- ア) 健康づくり推進員養成事業

〔2〕介護予防・日常生活支援総合事業の推進

①一般介護予防事業の充実

- ①-1 介護予防普及啓発事業
 - ア) 運動機能向上事業
 - イ) 介護予防手帳
 - ウ) 介護予防パンフレット
- ①-2 地域介護予防活動支援事業
 - ア) 住民主体の「通いの場」づくりの普及
 - イ) 地域住民グループ支援事業（友愛活動推進チーム）
- ①-3 地域リハビリテーション活動支援事業
 - ア) 住民主体の「通いの場」へのリハビリ専門職等による助言

②介護予防・生活支援サービス事業の充実

- ア) 訪問型サービス
- イ) 通所型サービス
- ウ) 介護予防ケアマネジメント

③リハビリテーションサービス提供体制の分析と取組【新規】



〔3〕保健事業と一体的に実施する介護予防事業の推進

- ①地域の健康課題や対象者の把握【新規】
- ②対象者に対するハイリスクアプローチの実施【新規】
- ③対象者に対するポピュレーションアプローチの実施【新規】

〔4〕高齢者の生きがいづくりと社会参加への支援

①生きがいづくり支援事業の推進

- ア) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
- イ) 図書館資料の充実
- ウ) 公民館・文化交流センター教室・講座

②生きがいづくりを支援する施設の充実

- ア) 老人福祉センター
- イ) 老人憩の家事業
- ウ) 介護予防センター

③社会参加の支援

- ア) シルバー人材センター
- イ) 関係機関・団体と連携した就業支援【新規】
- ウ) ボランティアセンター

④敬老事業

- ア) 市長の高齢者表敬訪問
- イ) 米寿のお祝い
- ウ) 高齢者ふれあいの集い



- ◇ひとり暮らしなどで日常的に見守りが必要な高齢者に、生活支援サービスを提供し、高齢者が自立した生活を送ることができるよう支援します。
- ◇多様化・複雑化する生活課題に対応できるよう、地域包括支援センターの体制の充実に努めるとともに、多職種間の連携（ネットワーク）を推進します。
- ◇地域住民が主体となって地域の互助を高め、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを推進します。
- ◇平常時だけでなく災害・緊急時でも、安全・安心なまちづくりを推進し、誰もが安心して生活し活動できる社会をめざします。

【施策の方向と具体的取り組み】

〔1〕在宅生活を支援するサービスの充実

①生活支援体制整備の推進

- ア) 協議体の設置

③家族介護者への支援

- ア) 家族介護教室
- イ) 家族介護慰労事業
- ウ) 家族介護用品支給事業

②在宅生活を支えるサービスの充実

- ア) 在宅介護支援センター等
- イ) 生活メイト養成講座
- ウ) 在宅高齢者「食」の自立支援事業
- エ) 御所市ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置貸与事業
- オ) 救急医療情報キット
- カ) 軽度生活援助事業
- キ) 御所市ひとり暮らし高齢者等見守り電話サービス事業
- ク) 御所市ひとり暮らし高齢者乳酸菌飲料等配付事業
- ケ) 御所市誤発進防止装置設置費助成金交付事業
- コ) 御所市特殊詐欺等防止対策機器購入費助成金事業

④包括的な相談・見守り体制の充実

- ア) 防火・防災訪問（御所市女性消防団員による高齢者宅訪問）
- イ) 民間事業者との連携



〔2〕地域包括支援センターの機能の充実

①総合相談支援事業の充実

- ア) 総合相談支援事業（初期段階での相談対応）
- イ) 総合相談支援事業（継続的・専門的な相談支援）

②相談支援の資質向上

- ア) 介護支援専門員の資質の向上及び居宅介護支援専門員連絡会

③地域包括ケアシステムにかかる関係機関等との連携強化

- ア) 包括的・継続的なケア体制の構築業務
- イ) 地域ケア会議の充実

〔3〕在宅医療・介護連携の推進

①在宅医療・介護の支援体制の整備・推進

- ア) 医療介護関係者の情報共有、相談支援の推進
- イ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制構築推進

②ACP（人生会議）の普及啓発【新規】

③認知症施策との連携強化【新規】

〔4〕防災・感染症対策

①避難行動要支援者対策の推進【新規】

②災害時に備えた対策の推進【新規】

③国・奈良県と連携した感染症対策の実施【新規】



- ◇令和元年(2019年)6月に発出された「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の早期発見・早期対応のための市民理解をはじめ、「認知症バリアフリー」に取り組み、認知症の人とその家族の視点に立って地域全体で見守り、支える地域づくりを推進します。
- ◇認知症サポーターの養成等を通じた認知症に関する理解促進や相談先の周知、認知症の人本人からの発信支援に取り組みます。
- ◇認知機能低下のある人（軽度認知障がいを含む）や認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等のさらなる質の向上や連携強化を図ります。
- ◇認知症の人の介護者の負担軽減や生活と介護の両立が図れるよう、介護者への支援を推進します。
- ◇認知症の人が安心して外出できる地域の見守り体制や認知症サポーター等を認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（「チームオレンジ」）の構築を進めます。

【施策の方向と具体的取り組み】

〔1〕認知症バリアフリーの推進

①認知症に関する理解の促進及び本人発信支援

- ア) 認知症サポーター養成講座
- イ) 本人や家族、認知症サポーター等のメッセージ発信【新規】

②家族・介護者に対する支援

- ア) 地域支援体制の強化
- イ) 認知症カフェの充実
- ウ) 「チームオレンジ」の活動推進【新規】

〔2〕認知症の予防、早期発見・早期対応に向けた取組の推進

①認知症予防活動の推進

②認知症の早期診断・早期支援体制の充実

- ア) 認知症を巡る地域連携の充実
- イ) 認知症初期集中支援チームの設置
- ウ) 認知症ケアパスの作成



- ◇高齢者の虐待防止について、市民や関係機関に分かりやすい広報・啓発活動を行い、虐待の未然防止や早期発見・早期対応を図るとともに、相談・支援体制の充実を図ります。
- ◇成年後見制度について周知し利用促進を図り、高齢者の権利、財産が守られる支援体制の充実を図ります。

【施策の方向と具体的取り組み】

〔1〕 高齢者虐待の防止及び早期発見

①高齢者虐待防止に関する普及啓発と虐待防止のためのネットワークの推進
ア) 御所市虐待防止ネットワーク

②高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律に基づく対応
ア) 高齢者虐待への対応
イ) 虐待の（再発）防止

〔2〕 高齢者の権利擁護の推進

①権利擁護事業の取組
ア) 成年後見制度利用促進
イ) 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の利用支援

②消費者被害防止の推進
ア) 消費生活相談事業

③老人福祉法第11条に基づく老人保護措置
ア) 養護老人ホームへの入所等
イ) 生活管理指導短期宿泊事業



- ◇ 住み慣れた地域で在宅生活を続けられるよう、高齢者の実態やニーズを踏まえた上で、生活の基盤となる住まいの確保を図ります。
- ◇ 居宅サービスを中心とした介護サービスの整備・充実を推進します。特に医療的なケアが必要な人や、認知症の人に適切なサービスが提供されるよう、居宅サービスと地域密着型サービスの基盤整備を進めます。

【施策の方向と具体的取り組み】

〔1〕 高齢者の安心な住まいの確保

① 住まいの環境整備支援
ア) 住宅改修支援事業

② 住まいの確保支援
ア) 高齢者住まいの安定確保

③ 多様な住まいの確保

〔2〕 介護サービスの提供体制の充実

① 居宅サービス、地域密着型サービスの充実
ア) (看護) 小規模多機能型居宅介護施設の整備
イ) 認知症対応型共同生活介護事業所の整備

② 施設サービスの提供体制の確保
ア) 介護老人福祉施設(特養)の開設



◇介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促し、適切なサービスの確保と介護給付の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高めます。

◇介護人材不足の状況を踏まえて、必要となる介護人材の確保に向け、県等と連携し取り組みます。

【施策の方向と具体的取り組み】

〔1〕 介護保険制度に関する情報提供の充実

①介護保険制度の周知
ア) 介護保険制度の周知

②情報提供システムの活用
ア) 介護サービス情報公表システム活用の推進

〔2〕 介護サービスの質の向上

- ①介護支援専門員への支援
- ②介護サービス事業者等への支援と指導
- ③苦情処理体制整備
- ④介護人材の確保・育成に向けた支援【新規】
- ⑤業務効率化の推進【新規】

〔3〕 介護給付適正化に向けた取組「第5期介護給付適正化計画」

- ①要介護認定の適正化
- ②ケアプランの点検
- ③住宅改修等の点検
- ④福祉用具購入・貸与調査
- ⑤縦覧点検
- ⑥医療情報との突合
- ⑦介護給付費通知



5

介護保険サービスの事業費の見込みと保険料の設定

〔1〕事業費算定の流れ

①人口及び被保険者数の推計

計画期間中の性別・年齢階級別の人口及び被保険者数を推計



②要介護・要支援認定者数の推計

要介護（要支援）認定実績から将来の性別・年齢階級別の認定率を推計



③施設・居住系サービス利用者数及び給付費の見込み

要介護（要支援）認定者の推計人数、施設・居住系サービスの利用実績と今後予定する整備量を踏まえ、施設・居住系サービスの利用者数及び給付費を推計



④居宅サービス等の利用者数・利用量及び給付費の見込み

地域密着型サービスの整備計画や、これまでの居宅サービスの給付実績を踏まえ、利用者数・利用量及び給付費を推計



⑤地域支援事業にかかる費用の見込み

介護予防・日常生活支援総合事業費や包括的支援事業費・任意事業費を見込み、地域支援事業に係る費用を推計



⑥第1号被保険者の保険料基準額の設定

介護保険の運営に必要な③～⑤の費用を含む標準給付費や被保険者数の見込みとともに、第8期の第1号被保険者の介護保険料を設定



〔2〕被保険者数及び要介護・要支援認定者数の見込み

(1) 人口及び被保険者数の推計

平成30年(2018年)から令和2年(2020年)9月末日現在の住民基本台帳人口(男女別、年齢別)を基にコーホート要因法等により、令和3年(2021年)以降の総人口及び年齢別人口を推計しました。

第1号被保険者となる65歳以上人口の推計結果は次のとおりです。

□第1号被保険者数の推計

(人)

	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)
65～69歳	2,011	1,922	1,833	1,655	1,462
70～74歳	2,348	2,252	2,156	1,964	1,412
前期高齢者	4,359	4,174	3,989	3,619	2,874
75～79歳	2,072	2,113	2,153	2,234	1,385
80～84歳	1,685	1,702	1,720	1,756	1,251
85～89歳	1,149	1,199	1,248	1,347	1,292
90歳以上	806	839	872	937	1,592
後期高齢者	5,712	5,853	5,993	6,274	5,520
合計	10,071	10,027	9,982	9,893	8,394

※地域包括ケア「見える化」システムからデータ取得

(2) 要介護・要支援認定者数の推計

被保険者数の推計値に性別・年齢階層別・要介護度別の認定率を乗じて、令和3年(2021年)以降の要介護・要支援認定者数を算出しました。将来人口において、認定率が高い傾向にある後期高齢者の人口が増加するため、全体の認定率は上昇する見込みです。

第1号被保険者における認定者数の推計結果は次のとおりです。

□要介護・要支援認定者数(第1号被保険者)の推計

(人)

	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)
要支援1	438	444	451	465	406
要支援2	373	378	386	395	342
要介護1	504	513	524	542	471
要介護2	284	287	292	303	265
要介護3	277	282	287	294	259
要介護4	231	239	240	250	217
要介護5	160	165	166	172	149
計	2,267	2,308	2,346	2,421	2,109
認定率	22.5%	23.0%	23.5%	24.5%	25.1%

※地域包括ケア「見える化」システムからデータ取得



第1号被保険者の保険料基準額（年額）の設定

(1) 介護保険事業に必要な総給付費の見込み

第8期計画期間である令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)まで、及び令和7年度(2025年度)、令和22年度(2040年度)における要介護・要支援認定者に対するサービスの提供に要する給付費の見込額は次のとおりです。

■介護給付

(千円)

	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 居宅サービス								
訪問介護	177,075	195,878	219,652	212,592	211,797	207,308	205,901	173,549
訪問入浴介護	11,430	9,590	11,788	15,219	15,227	14,445	13,570	12,005
訪問看護	28,734	31,466	37,142	36,998	37,060	36,425	35,281	30,803
訪問リハビリテーション	14,229	9,290	10,569	11,840	11,846	11,481	11,325	9,902
居宅療養管理指導	11,323	13,474	14,570	13,789	13,957	13,496	13,435	11,413
通所介護	295,210	299,838	309,141	324,492	326,910	325,411	325,471	280,752
通所リハビリテーション	167,609	155,893	138,070	160,821	163,129	163,024	163,342	138,717
短期入所生活介護	171,097	184,432	214,300	210,533	207,228	200,787	194,780	166,304
短期入所療養介護(老健)	35,985	35,157	24,021	38,073	38,094	37,976	37,976	32,573
短期入所療養介護(病院等)	37	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	72,101	71,349	79,353	76,106	76,043	73,959	72,682	62,151
特定福祉用具購入費	3,724	2,980	4,436	4,586	4,586	4,586	4,586	4,586
住宅改修費	7,222	7,025	8,101	9,120	9,120	9,120	9,120	7,866
特定施設入居者生活介護	84,652	92,501	93,351	98,200	103,940	108,377	113,565	103,940
(2) 地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	1,761	1,762	1,762	1,762	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	116	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	163,480	168,965	163,122	164,279	167,564	173,493	176,382	158,135
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	59,774	59,774	50,825
地域密着型通所介護	50,976	49,444	45,752	54,091	53,504	53,504	52,406	43,864
(3) 施設サービス								
介護老人福祉施設	703,086	750,133	840,428	882,276	922,955	961,838	1,041,591	913,008
介護老人保健施設	621,174	596,866	612,168	622,541	630,016	636,634	692,073	602,522
介護医療院	3,857	12,414	21,524	36,044	45,600	59,995	59,995	59,995
介護療養型医療施設	42,924	27,633	0	0	0	0	—	—
(4) 居宅介護支援								
介護給付 計	2,802,352	2,848,353	2,978,117	3,106,823	3,174,897	3,286,589	3,418,526	2,977,603

※端数処理の関係で内訳の計と合計値が合わない場合があります。



■ 予防給付

(千円)

	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 介護予防サービス								
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	2,891	1,854	898	2,901	2,902	2,902	2,902	2,442
介護予防訪問リハビリテーション	1,279	662	0	554	554	554	554	554
介護予防居宅療養管理指導	1,436	1,797	2,440	2,370	2,371	2,371	2,660	2,217
介護予防通所リハビリテーション	43,081	48,046	36,877	50,375	50,903	52,173	53,442	46,325
介護予防短期入所生活介護	2,624	1,827	1,516	2,956	2,957	2,957	2,957	2,302
介護予防短期入所療養介護(老健)	118	312	0	297	298	298	298	298
介護予防短期入所療養介護(病院等)	48	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	16,231	17,681	17,634	19,194	19,365	19,730	20,242	17,514
特定介護予防福祉用具購入費	1,144	1,585	3,068	3,068	3,068	3,068	3,507	3,068
介護予防住宅改修	8,423	8,820	6,550	11,643	11,643	11,643	11,643	10,186
介護予防特定施設入居者生活介護	11,653	12,044	15,712	16,495	17,192	19,084	19,084	16,504
(2) 地域密着型サービス								
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,580	0	0	2,831	2,833	2,833	2,833	0
(3) 介護予防支援	14,004	15,409	15,008	16,527	16,755	16,975	17,467	15,112
予防給付 計	105,511	110,039	99,702	129,211	130,841	134,588	137,589	116,522

※端数処理の関係で内訳の計と合計値が合わない場合があります。

■ 総給付費

(千円)

	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
総給付費 ((ア)+(イ))	2,907,863	2,958,392	3,077,819	3,236,034	3,305,738	3,421,177	3,556,115	3,094,125

※端数処理の関係で内訳の計と合計値が合わない場合があります。



(2) 地域支援事業に必要な事業費の見込み

令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)まで、及び令和7年度(2025年度)、令和22年度(2040年度)の地域支援事業費の見込みは次のとおりです。

(千円)

	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
地域支援事業費	165,543	182,354	194,216	203,999	212,624	222,672	242,577	198,865
介護予防・日常生活支援 総合事業費	112,854	123,514	120,912	126,275	130,142	135,058	143,413	115,551
訪問型サービス	36,211	37,706	33,153	36,004	36,814	38,027	39,645	30,543
通所型サービス	46,453	54,445	54,624	55,226	56,268	57,831	59,915	48,192
その他生活支援サービス	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	21,769	23,008	23,070	24,383	25,771	27,237	30,425	25,562
審査支払手数料	448	493	473	491	506	526	558	450
高額介護予防サービス 費相当事業等	120	200	210	218	225	233	248	200
一般介護予防事業	7,852	7,662	9,381	9,952	10,559	11,204	12,622	10,605
包括的支援事業(地域包括支援 センターの運営)・任意事業費	50,326	51,835	70,570	74,541	78,768	83,268	93,177	78,284
包括的支援事業	39,676	41,475	55,766	58,292	60,932	63,693	69,594	58,470
任意事業	10,650	10,360	14,804	16,249	17,835	19,576	23,584	19,814
包括的支援事業 (社会保障充実分)	2,364	7,005	2,734	3,183	3,715	4,345	5,987	5,030
在宅医療・介護連携 推進事業	580	501	607	671	742	820	1,003	842
生活支援体制整備事業	1,350	5,942	1,032	1,238	1,486	1,783	2,568	2,157
認知症初期集中支援 推進事業	105	63	563	619	681	749	907	762
認知症地域支援・ ケア向上事業	280	430	230	292	369	468	752	632
地域ケア会議推進事業	49	69	302	363	436	524	757	636

※端数処理の関係で内訳の計と合計値が合わない場合があります。

(3) 第1号被保険者の保険料により収納することが必要な額の算定

■ 保険料収納必要額

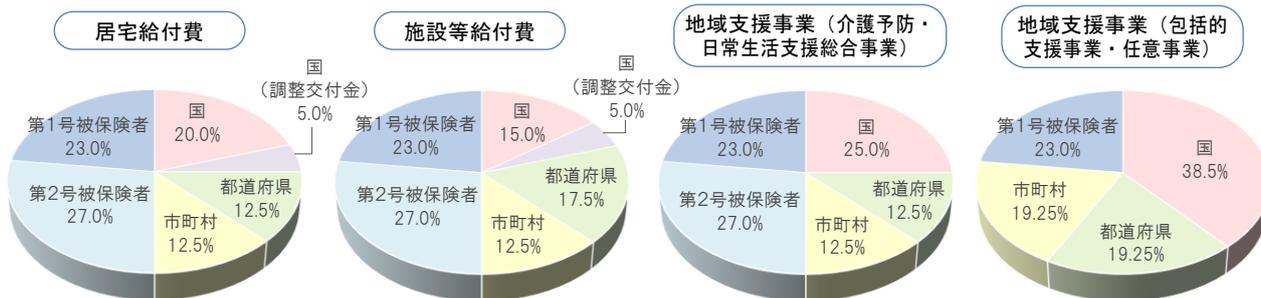
介護保険を利用した場合、費用の1～3割を利用者が負担し、残りの7～9割(給付費)は介護保険財源により賄われることになっています。

この介護保険財源は、公費と保険料とで50%ずつを負担します。公費分は、国、県、市がそれぞれ分担して負担し、保険料は第1号被保険者及び第2号被保険者が負担します。保険料の負担割合は、3年ごとに政令で定められており、現行の負担割合(23%)が継続されます。

また、地域支援事業費の財源は、介護予防・日常生活支援総合事業費については保険給付費と同様、公費と保険料とで50%ずつの負担となっていますが、包括的支援事業費及び任意事業費については、第2号被保険者の負担分が無く、第1号被保険者の負担分(23%)と公費(77%)で賄われています。



□ 保険給付費及び地域支援事業費の財源構成



第8期計画及び令和7年度(2025年度)、令和22年度(2040年度)における必要額は、次のとおりとなります。

	計	第8期			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
標準給付費見込額	10,872,065	3,531,168	3,604,656	3,736,241	3,906,299	3,388,327
地域支援事業費	639,295	203,999	212,624	222,672	242,577	198,865
第1号被保険者負担分相当額	2,647,613	859,088	877,974	910,550	970,837	961,367
調整交付金相当額	563,177	182,872	186,740	193,565	202,486	175,194
調整交付金見込額	980,227	313,077	324,927	342,223	383,508	440,087
調整交付金見込交付割合		8.56%	8.70%	8.84%	9.47%	12.56%
後期高齢者加入割合補正係数		0.9231	0.9162	0.9094	0.8833	0.7841
所得段階別加入割合補正係数		0.9158	0.9158	0.9158	0.9158	0.9158
保険料収納必要額	2,145,963	700,684	711,587	733,692	784,815	691,474
予定保険料収納率	99.10%				99.10%	99.10%

(4) 介護保険料基準額 (所得段階別保険料率の基準額) の算定

■ 保険料基準額の設定

	第7期	第8期	第7期⇒第8期	令和7年(2025年) 【第9期】
			伸び率	
総人口	25,215 人	24,342 人	▲ 3.5 %	23,033 人
第1号被保険数	10,120 人	10,027 人	▲ 0.9 %	9,893 人
65~74歳	4,595 人	4,174 人	▲ 9.2 %	3,619 人
75歳以上	5,525 人	5,853 人	5.9 %	6,274 人
要介護認定者数	2,255 人	2,350 人	4.2 %	2,462 人
介護保険給付費	3,378 百万円	3,605 百万円	6.7 %	3,906 百万円
保険料(基準月額)	6,500 円	6,500 円	0 %	7,228 円

※第7期の総人口は住民基本台帳、第1号被保険者数(高齢者数)及び要介護認定者数は高齢対策課調べ(令和2年(2020年)9月末日現在の実績値)。

※第7期の介護保険給付費は令和2年度(2020年度)の見込み額。

※第8期は、いずれも令和4年度(2022年度)の推計値。



■所得段階別保険料の設定

本市では、第1号被保険者の所得段階別保険料を次のとおり11段階で設定しました。

□第8期（令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)）所得段階別介護保険料

保険料段階	対象者	基準額に対する乗率	第8期（円）		第7期（円）	
			月額	年額	月額	年額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税の人 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.50 (0.30)	3,250 (1,950)	39,000 (23,400)	3,250 (1,950)	39,000 (23,400)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	0.75 (0.50)	4,875 (3,250)	58,500 (39,000)	4,875 (3,250)	58,500 (39,000)
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人	0.75 (0.70)	4,875 (4,550)	58,500 (54,600)	4,875 (4,550)	58,500 (54,600)
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいて、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.90	5,850	70,200	5,850	70,200
第5段階	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいて、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人	1.00 基準額	6,500	78,000	6,500	78,000
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.20	7,800	93,600	7,800	93,600
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	8,450	101,400	8,450	101,400
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	9,750	117,000	9,750	117,000
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.70	11,050	132,600	11,050	132,600
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上800万円未満の人	1.90	12,350	148,200	12,350	148,200
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上の人	2.10	13,650	163,800	13,650	163,800

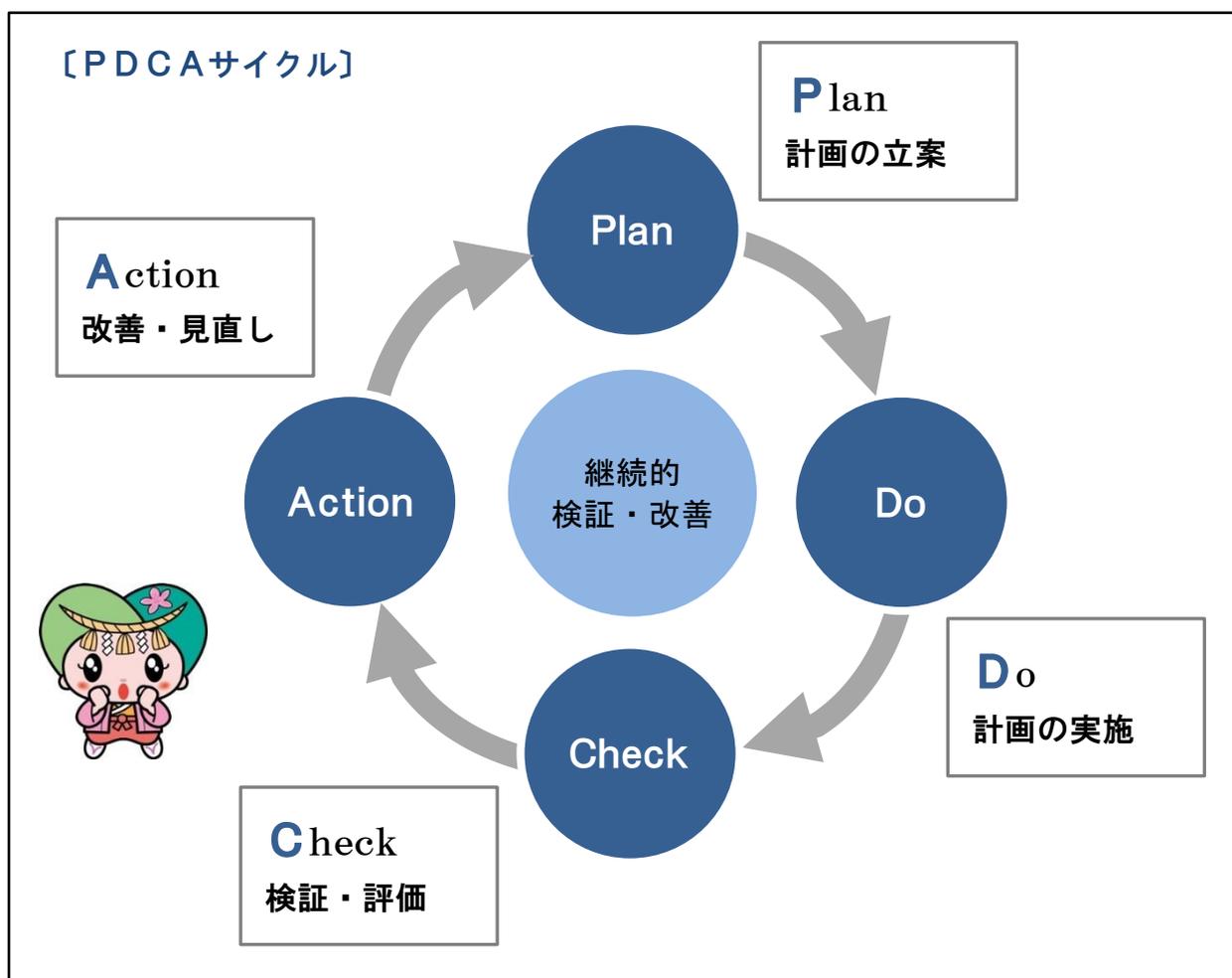
※（ ）内は、低所得者の保険料軽減適用後の乗率（金額）。



計画の進行管理

本計画の介護給付、地域支援事業等の進行状況の管理及び課題の抽出については、今後とも「御所市介護保険事業計画等策定審議会」や「地域包括支援センター運営協議会」等において定期的に計画の取組状況を把握し、施策の評価や見直しについての協議を行い、PDCAサイクルに基づいて本計画の着実な推進を図っていきます。

また、そこで得られた評価や課題については、今後の運営に反映させ、適正な事業実施を図り、計画の見直し等に資するものとします。





御所市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画
〔概要版〕

発行 令和3年(2021年)3月
編集 御所市福祉部高齢対策課
〒639-2298 奈良県御所市1番地の3
電話 0745-62-3001 / FAX 0745-62-5425

